

長岡市 循環型社会形成推進地域計画（第三期）目標達成状況報告書

1. 実施した計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等名	長岡市						
地域内総人口（人）	253, 871（令和7年4月1日現在）						
地域総面積（km ² ）	891. 06km ²						
地域の要件	人口	面積	過疎				
地域の要件がその他の場合は 具体的に記載	長岡市のうち山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、川口の6地域が過疎地域に指定						
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）							
組合を構成する市町村							

イ. 計画実施期間

開始年月日	平成31年4月1日
終了年月日	令和6年3月31日
計画期間	5年

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

新潟県では、ごみ焼却施設からのダイオキシン削減対策のため、高度な処理機能を有する大規模施設へ集約するとともに、ごみの減量化や資源化を効率的に推進し、より広域化した処理体制の構築及び高度処理に伴う経費の増加に対応するため、市町村の共同処理が必要であることから、「新潟県ごみ処理広域化計画」を策定した。また、令和4年3月に「新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画」を策定している。 本市では、平成17年度における2度の市町村合併と平成21年度の川口町の編入を経て、新たな枠組みにより広域的な処理を行っている。また、合併により解散した一部事務組合の構成団体であった出雲崎町の燃やすごみ、生ごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を、平成18年1月から事務委託により受け入れている。	
確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	新潟県ごみ処理広域化計画、新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	長岡市（全域）
	実施年度	令和11年度
	実施方法	⑤その他（詳細は下記）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	プラスチック容器包装廃棄物については、従来通り容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化の委託を継続し、プラスチック使用製品廃棄物についても当面の間燃やさないごみ・粗大ごみとして処分を継続するが、実施期限を令和11年度とし、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。
実施しない地域		
プラ要件化対象事業の実施		○
備考		

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	①全ての構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	長岡市災害廃棄物処理計画
未策定の構成市（策定予定時期）	
備考	仮置場は基本的には市有地とし、公有地の遊休地や民有地であれば権利関係が複雑でない工場跡地等が候補地となります。

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		平成29年度	令和6年度	令和6年度	実績/目標
①総人口（人）		272,016	256,524	253,871	
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	29,783	27,850	26,731	158%
	生活系ごみ排出量（トン）	55,115	50,581	51,670	76%
	1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	137	126	316	-1627%
	その他排出量（集団回収等）	3,168	3,031	1,698	1073%
	総排出量（トン）	88,066	81,462	80,099	121%
	1人1日当たりの排出量（g/人日）	887	870	864	135%
再生利用量	総資源化量（トン）	21,633	22,282	17,567	-150%
	総排出量に占める総資源化量の割合（%）	25%	27%	22%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	8,558	7,447	6,154	200%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合（%）	10%	9%	8%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）	0	8,954	14,605	
	年間の熱利用量（GJ）	0	28,441	22,957	
特記事項		・その他排出量は集団回収量及び拠点回収量である。			

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		平成29年度		令和6年度目標		令和6年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	240,539人	88.4%	227,269人	88.6%	231,625人	91.2%
	農業集落排水施設等	10,455人	3.8%	9,948人	3.9%	7,783人	3.1%
	合併処理浄化槽等	5,205人	1.9%	4,127人	1.6%	4,336人	1.7%
	小計：汚水衛生処理人口	256,199人	94.2%	241,344人	94.1%	243,744人	96.0%
	単独処理浄化槽等	11,024人	4.1%	10,580人	4.1%	8,153人	3.2%
	非水洗化人口	4,793人	1.8%	4,600人	1.8%	1,974人	0.8%
	小計：未処理人口	15,817人	5.8%	15,180人	5.9%	10,127人	4.0%
	合計：総人口	272,016人	100.0%	256,524人	100.0%	253,871人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	3,812キロリットル		3,660キロリットル		2,455キロリットル	
	浄化槽汚泥量	19,564キロリットル		17,971キロリットル		17,202キロリットル	
	合計	23,376キロリットル		21,631キロリットル		19,657キロリットル	

3 目標達成に向けた施策状況

目標指標	目標達成への施策状況
ア. 一般廃棄物の排出量に関する事項	・ごみ減量とリサイクル推進の啓発 市民と事業者が取り組む、ごみ減量・リサイクル推進の効果や重要性の啓発に努める。また、事業系ごみの減量化を推進するため、ごみに関する事業者の責任や減量・リサイクルの方法等について周知を図る。 ・「環境情報誌」等の発行 「環境情報誌」のほか各種情報誌をタイムリーに発行し、ごみ処理の現状や長岡市のごみ減量・リサイクルの取り組み、ごみ出しルール等の周知啓発を図る。 ・環境教育の推進 「説明会」、「施設見学」及び「出前講座」などにより環境教育の充実を図る。 ・事業系ごみの展開検査 事業系ごみの搬入の際に展開検査を実施し、分別ルールが守られていない事業者への指導を実施する。
イ. 一般廃棄物の再生利用量に関する事項	・資源の有効活用 ごみの分別の徹底を推進し、エネルギーの有効利用と資源の有効活用を図る。 ・資源物の拠点回収や集団回収事業の拡大 拠点回収や集団回収の拡大を図り一層の資源化を促進する。 ・事業系紙ごみ等の減量化と資源化の推進 事業所における紙類や生ごみの分別排出徹底を図り、事業系燃やすごみに多く含まれる紙類や食品廃棄物の減量化と資源化を推進する。 ・民間のリサイクル事業の普及・活用の推進 「ごみ減量・リサイクル協力店」等の増加や積極的な活用を促し、官民一体となったリサイクルの推進を図る。
ウ. 一般廃棄物の最終処分量に関する事項	中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、埋め立て処分量の減量化に努める。
エ. 一般廃棄物のエネルギー回収量に関する事項	・安定した焼却処理の実施 エネルギー回収施設における安定した燃焼と維持管理を徹底すること、施設内での使用電力量を適正化した上で、安定した売電量の確保を図る。
オ. 処理形態別人口に関する事項	生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。 生活排水処理施設整備の推進 ・公共下水道などの集合処理施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を図る。 ・公共下水道及び農業集落排水施設の事業計画区域以外のうち、山古志地域は公共浄化槽等整備推進事業、山古志地域以外では浄化槽設置整備事業を推進し、合併処理浄化槽の整備を進める。
カ. し尿・汚泥の量に関する事項	し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、焼却処分しているが、将来的にはし尿・浄化槽汚泥を資源化处理することも検討する。
その他	現在、燃やさないごみとして排出しているプラスチック使用製品廃棄物を、すでに資源化に取り組んでいるプラスチック容器包装材と併せて回収できるよう調査・検討を重ね、資源化に向けた準備を進める。 生活系及び事業系ともに指定袋もしくは処理券又は直接納入（後納）方式により手数料を徴収しており、今後も適正な有料化を継続することで排出抑制を図る。 リチウム蓄電池に関する対策としては、市が発行する「環境情報誌」やホームページ、SNS等により適正な排出方法等の周知徹底を強化することで、火災事故等の防止を図るとともに、施設での発生及び拡大を防止するための整備を検討・実施する。 事業所における紙類や生ごみの分別排出の徹底を図り、事業系燃やすごみに多く含まれる紙類や食品廃棄物の減量化と資源化を推進する。

4 目標の達成状況に関する評価

事業系ごみ排出量、総排出量、1人1日当たりの排出量、埋立最終処分量は目標を達成しており、各種の施策や適正な運転管理による効果が大きく影響しているものと考えられる。生活系ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量、総資源化量については目標を達成できなかった。 令和6年4月1日から鳥越クリーンセンターのごみ焼却施設（昭和61年3月竣工）・粗大ごみ処理施設（平成7年3月竣工）に代わり、中之島信条クリーンセンターごみ焼却施設（令和6年3月竣工）及び不燃・粗大ごみ処理施設（令和6年3月竣工）が稼働開始したことにより、年間の発電電力量は増加した。 生活排水処理については、合併処理浄化槽の設置基数が増加したこと、下水道への接続が増加したことにより、単独処理浄化槽、非水洗化人口が減少し、未処理人口は減少する結果となった。

（都道府県知事の所見）

【ごみ処理】 全体的に目標を大きく達成しており、計画された施策が適正に行われたと認められる。 その他排出量については、目標が達成されていないため、更なる取組が望まれる。 【生活排水処理】 汚水衛生未処理人口、し尿・汚泥の量は減少しており、計画された施策による効果が認められる。 地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を検討し、引き続き汚水衛生未処理人口の減少に向けた施策の実施が望まれる。

※令和6年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。